

東芝賃金資格差別事件、神奈川地労委審問で京浜事業所での活動を証言

春闘・一時金要求・働きやすい職場をつくるために

四十年間一貫してがんばってきました



二月十六日に開かれた審問では、京浜事業所の石川要二郎証人が、一九六四年から四十年間にわたり、申立人らグループが労働者の要求を取り上げて宣伝、職場集会でも発言してきたことを証言しました。

取り上げてきた要求の一例

春闘・一時金要求、創立百周年祝い金を職場に洗濯機を、安全体操は時間内に安全靴・作業服の無償支給を
永年勤続者に祝い金と休暇を
緊急措置・残業代切り下げをやめよ
サービス残業を無くせ

労組を強めるために役員選挙に欠かさず立候補 タービン工場では執行委員に二名当選させる

タービン工場では一九六八年、申立人らグループから立候補した二名が執行委員に当選し、労働者の要求を実現するうえで大きな力となりました。
その他の職場でも代議員や職場委員に選ばれて、要求実現のために活動してきました。

その後「職場委員会推薦制」を導入して立候補を制限したり、立候補予定者に会社が長期出張を命じて立候補させないようにするなどの妨害をはねのけて、現在まで欠かさず立候補し、組合を強めるためにがんばってきました。

会社は「扇会」をつくり労組役選に支配介入 申立人らを「問題者」として差別し続けてきた

こうした活動を嫌った会社は、警察官を労務対策に多数採用し「職場管理者教育」を通じて「東芝扇会」を全社に組織し、労働組合の役員選挙に介入、「扇会」出身者、「健全派グループ」で労働組合をコントロールしてきました。

一方、申立人らグループに対しては「問題者」として、職制機構と秘密組織「扇会」が連携し、職場での孤立化と差別的取り扱いを続けてきました。

要求実現めざし今後もがんばります。ご支援をお願いします



九八年役員選挙に対する
東芝労働組合 京浜支部
横濱富和執行委員長殿

真に民主的な労働組合役員選挙が行われるよう、立候補は自由とし、推薦制は廃止すること
一、投票の秘密が厳に守られるように、投票所
投票用紙を手渡しし、その場で書かせるように
こと
(十一区、十三区、十四区、十五区では、
い)る

一、選挙運動については、門前ビラ、職場の株
補者の考えが全組合員に知れ渡るようにす
こと
一、投票方法は直接、無記名単記投票とするこ

組合役員選挙制度民主化で労働組合に申し入れ(1998年)

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会

川崎市幸区塚越2-225安伸ビル
TEL&FAX 044-533-1408